小金井市市歌選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における市歌を制定するため、小金井市市歌選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 市民からの意見公募に関すること。
 - (2) 市歌の選定及び選定後の活用方法に関すること。
 - (3) その他市歌の選定に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼し、又は任命 する委員10人以内をもって構成する。
 - (1) 市民 4人以内
 - (2) 関係団体等が推薦する者 4人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) その他市長が必要と認めた者
- 2 前項第1号に定める委員の選考方法は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力を依頼され、又は任命された日から平成30年10月3 1日までとする。

(運営)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員のうち半数以上の者の出席がなければ開く ことができない。
- 3 委員会の議事は、合議制とし、意見が整わないときは、委員長の決するところに

よる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成30年10月31日限り、 その効力を失う。